

令和7年度協働による環境学習推進事業に関する
業務委託参加意思確認及び提案を求める公告

令和7年2月21日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 趣旨

令和7年度に発注予定の本業務については、広く県民や環境団体と連携した環境学習の推進体制を有する者を契約の相手方とする必要があるため、公益財団法人岡山県環境保全事業団を相手方とする随意契約の手続を行う予定としているが、他の者で3の応募要件を満たし、本業務を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思確認申請書等の提出を要請する公募を実施する。

公募の結果、3の応募要件を満たすと認められる者が他にいない場合は、公益財団法人岡山県環境保全事業団との随意契約手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者が他にいる場合にあつては、公益財団法人岡山県環境保全事業団と当該応募者が提出する提案書等について直ちに審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

2 業務概要

- (1)業務名 協働による環境学習推進事業
- (2)業務内容 別紙「委託業務仕様書」のとおり
- (3)契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4)契約締結日 令和7年4月1日

3 応募要件

以下に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (3) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類9その他（情報・通信サービスを除く）、小分類4研修業務」に登載され、かつ格付区分がAであること。
- (4) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内にあること。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格要領（平成19年岡山県告示第3

- 32号)に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (9) 環境学習体験の提供、環境情報の展示、環境学習に関する助言や相談など環境に関する専門的な知識・ノウハウを有すること。
- (10) 下記に示す同種業務について、過去2年以内に実績を有すること。
- ・環境学習体験・出前講座の提供、環境情報の展示など環境学習関連イベントの企画・実施の業務

4 契約条項を示す場所

岡山県環境文化部脱炭素社会推進課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

TEL: 086-226-7297 FAX: 086-231-8094

5 業務委託参加手続等

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

- ① 配布期間 令和7年2月21日(金)から令和7年3月7日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- ② 配布場所 上記4の場所に同じ
- なお、岡山県環境文化部脱炭素社会推進課ホームページからダウンロードすることもできる。
- <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/28/>

(2) 参加資格確認申請書(様式第1号)の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 令和7年2月21日(金)から令和7年3月7日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- ② 提出場所 上記4の場所に同じ
- ③ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便の他これに準じる方法によるものに限る。また、郵送の場合は提出期限内に必着を要する。)

(3) 参加資格要件の審査及び通知

参加資格確認申請書を提出した者について、岡山県環境文化部内に設置する審査会において審査の結果、不適合と認められる者に対しては、令和7年3月14日(金)までに文書で通知する。この通知を受けた者は、この業務委託に参加することがで

きない。

なお、上記の不適合通知を受けた者は、当該通知を受け取った日から起算して7日以内に県に書面を提出することにより不適合理由の説明を求めることができる。

(4)業務内容についての質問の受付及び回答

①質問の受付

この契約の仕様書等に関する質問は、委託業務仕様書に対する質問・回答書（様式第2号）で令和7年3月7日（金）の午後5時までに、電子メール又はFAXにより行うこと。電話又は口頭による質問には応じない。

※電子メールの件名は「協働による環境学習推進事業／質問書」とすること。

②宛先

岡山県環境文化部脱炭素社会推進課

FAX 086-231-8094

電子メール送信先 datsutanso@pref.okayama.lg.jp

※電子メール又はFAX送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。確認用電話番号：086-226-7297（閉庁日を除く。午前9時から午後5時まで）

③質問の回答

岡山県環境文化部脱炭素社会推進課のホームページに回答を掲載する。

ただし、この技術提案に直接関係ないもの、セキュリティ上の理由等から明らかにすることが不適切なもの、質問者固有のものその他上記回答方法によることが不適当と認められる質問には、回答を行わないか又は回答方法を変更する場合がある。

6 提案書の審査等

(1)提案書等の提出期限、場所及び方法

①提出期限 令和7年3月21日（金）午後5時（必着）

②提出場所 上記4の場所に同じ

③提出方法 持参又は郵送（書留郵便の他これに準じる方法によるものに限る。また、郵送の場合は提出期限内に必着を要する。）するものとし、FAX又は電子メールによる提出は受け付けない。

④提出書類 協働による環境学習推進事業に関する提案書（様式第3号）

事業計画書（様式第4号）

支出計画書（様式第5号）

法人に関する調書（様式第6号）

法人の業務内容を示したパンフレット（又はリーフレット）

直近2年分の決算書等

事業に係る経費の見積書

その他参考資料

(2) 審査方法

岡山県環境文化部内に設置する審査会において、提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

(3) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

7 その他

(1) 本事業については、県の令和7年度予算において予算措置された場合に限り事業化される停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には、この手続きに係る一切について、いかなる効力も発生しないものである。

(2) 提出期限までに参加意思確認申請書を提出しない者は、参加意思のないものとして取り扱う。

(3) 提出する提案書は、提出者ごとに1案のみとする。

(4) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年3月20日規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

(5) 業務委託契約書の作成を要する。

(6) 応募及び審査に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(7) 契約を締結するに当たっては、暴力団の排除に係る誓約書の提出を要する。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約を拒んだものとみなすので留意すること。

(8) 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は本件審査の目的以外に使用しない。

(9) 提出期限以降における書類の差し替え、再提出は認めない。

(10) 審査の過程において、提案内容の説明（プレゼンテーション）や追加資料の提出を求めることがある。

(11) 参加意思確認申請書に虚偽の記載をした場合には、当該参加意思確認申請書を無効とする。

(12) 審査経過については公表しない。